

相模原市 新たな大都市制度検討報告 ～本市のめざすべき基本方向～（概要）

本市では、大都市制度検討の必要性を再整理し、「特別自治市」移行による県財政に与える影響等を考慮しながら、「特別自治市」を基本に本市のめざすべき基本方向について検討を行った。なお、制度実現までの間の取組として、圏域行政の推進や「都市内分権」による住民自治のさらなる充実、区役所機能の強化等の取組の必要性について検討を行った。

1 大都市制度検討の必要性

【時代・社会的背景】

- ・昭和 31 年に特別市制度に代えて暫定的に創設された指定都市制度
- ・明治期以来 120 年余り変わらない道府県制度
- ・都道府県の改革を含む道州制議論の展開
- ・地方分権改革の進展
- ・逼迫する地方財政
- ・国・地方間の税源配分の乖離
- ・人口減少、少子高齢社会の到来

【大都市が果たすべき役割】

- ・先駆的な都市行政
- ・広域的な都市圏の拠点的作用

【指定都市制度の課題】

・いわゆる「二重行政」の弊害

- 道府県と指定都市が類似する施策や施設
- 指定都市が行っている事務事業の一部の権限が道府県に残っており包括的な権限が無い

・大都市の役割に見合わない税財源

- 現行の地方税制は、事務権限に関わりなく画一的

・住民自治のさらなる拡充の必要性

2 新たな大都市制度の姿

【大都市が今後めざすべき姿】

- ・大きな経済的ポテンシャルを持つ大都市の特性と役割を最大限に発揮
- ・住民自治を拡充し、地域の特性を最大限に引き出す取組を進める
- ・自治の仕組みを **基礎自治体優先** へ
- ・さらなる **事務権限の移譲と財源の確保**

【めざすべき姿を実現するための「特別自治市」】

- ・指定都市市長会が新たな大都市制度として「**特別自治市**」を提案

＜基本的な考え方＞

- ・現行制度で、国や道府県の事務とされているものも含め、**地方が担うべき事務を総合的に担う**
- ・**市域内の地方税は、道府県税も合わせすべて一元的に賦課徴収**
- ・**税源移譲**による財源の確保
- ・住民自治、住民参加機能を充実させるために、**区役所の機能強化**等、**都市内分権の推進**
- ・広域的課題等の広域自治体が補完している事業は、特別自治市を中心とした**基礎自治体間の水平連携**による対応を推進

＜効果＞

- ・**二重行政の解消、財政の自立**
- ・地域の实情に応じた**柔軟性のある行政の推進**
- ・圏域の経済発展に貢献
- ・日本全体の経済成長をけん引
- ・東京一極集中の是正・大規模災害時のリスク分散

市民サービスの向上・都市の活性化へ

3 本市のめざすべき基本方向

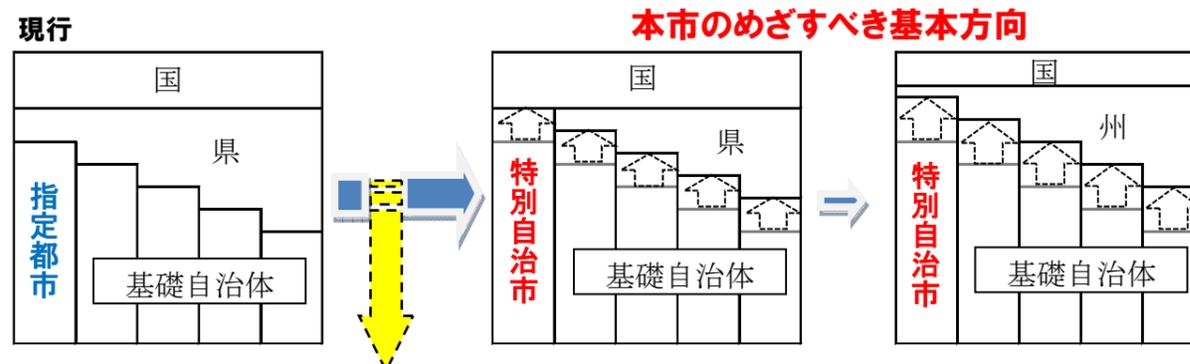
基本方向

●大都市のあるべき姿としての「特別自治市」制度の早期創設を推進

- ・大都市が一元的に行政サービスを提供できるよう、事務権限とその役割に見合う自主財源を制度的に保障する**新たな大都市制度を創設した上、大都市と近隣自治体を含む圏域全体が成長していくことが重要**

- 住民に最も身近な基礎自治体が地域の特性を生かした施策を効果的に展開
- 大都市が住民に身近な施策を展開しつつ、圏域の水平連携の核としての役割を担う

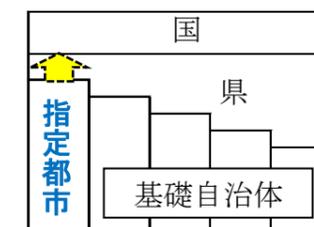
・道州制の議論も視野に入れつつ、特別自治市の制度実現をめざしていく



特別自治市実現までの間の取組

●「特別自治市」の制度創設に向け他都市と連携し

- 国への要望等を行うとともに、**県等からの事務権限の移譲や税財源の確保に向けた取組をさらに進め、実質的に特別自治市に近づける**



① 事務権限と税財源の確保

戦略的土地利用の促進に大きな影響を及ぼす農地等に関する法律等、地域の活性化や地域の实情に応じた柔軟性のある行政運営を可能とする**包括的な権限**とそれに見合う**税財源の確保**のための取組

② 道州など広域自治体が担うべき業務の検討

環境対策や上水道事業、警察業務などについて、業務の効率性や効果などの観点から、**実施主体のあり方**や広域自治体への負担金方式を含めた**適切な財源配分**等を引き続き検討

③ 圏域行政を推進

圏域内の**水平・対等な連携と圏域全体の中核的な役割を果たす**ための取組(県内のみならず都県を越えた近隣自治体との公共施設の共同利用等)

④ 都市内分権による住民自治のさらなる充実

現行の行政区制度の下、区役所機能の強化(商業振興、防災、地域福祉など)を図るなど、住民自治の充実に向けた取組を推進

※今後の進め方

- ・国の第30次地方制度調査会の答申を踏まえた大都市の事務権限等の拡充に的確に対応しつつ、相模原市にふさわしい大都市制度のあり方及び今後の具体的な取組について引き続き検討

【検証】「特別自治市」移行による県財政に与える影響

- 本市が特別自治市に移行し、市域分の地方税を一元的に賦課徴収することとなっても、**県並びに県内の他の市町村への財政的影響は少ないものと考えられる。**

- ・神奈川県の県税収入額(約1兆円)に占める相模原市域の県税収入額(約 690 億円)の割合は約 6.9%。
- ・一方、神奈川県の人口(約 900 万人)に占める相模原市の人口(約 72 万人)の割合は約 7.9%。
- ・このように、**人口の割合に比べ県税収入の割合は 1%程度低く、税源が本市に偏在しているとは言えない**ため

※県税収入額は平成 22 年度県税統計書、人口は平成 22 年国勢調査